

# ■ 社会保険制度のご案内

オープンループ・グループでは、お仕事の就業条件が社会保険の加入要件を満たす場合、社会保険（健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険）について加入手続きを行います。

## 1. 加入要件

### ● 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあること。

### ● 健康保険・厚生年金保険

#### ①【一般】

1週間の所定労働時間が30時間以上であり、**2カ月超※**の場合は健康保険・厚生年金保険に加入となります

※雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合は2カ月以内であっても当初の契約の初日から加入となります。

（スポット勤務等により週所定労働時間の確認が難しい場合）

1ヶ月の勤務日数が17日以上かつ1ヶ月の労働時間が130時間以上の勤務を予定されていること。

※②短時間労働者であれば87時間以上が目安となります。

#### ②【短時間労働者】

以下1～4のすべての要件を満たす方が加入対象となります。

1：週の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。（30時間以上は①の要件が適用されます）

2：雇用期間の見込みが**2カ月超※**の場合。

※雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合は2カ月以内であっても当初の契約の初日から加入となります。

3：賃金の月額が8.8万以上であること。（時間外、休日、深夜分、臨時の賃金、手当を除く）

4：昼間学生でないこと。

※他社で既に健康保険・厚生年金保険に加入している方で、当社でも上記要件を満たす場合、当社と他社両方で加入となります。その際、「二以上事業所勤務届」の提出が必要になりますので、ご登録支店にお申し出ください。

- ◆ 各種保険の加入要件は保険の種類によって異なりますので、各々加入時期が異なる場合がございます。
- ◆ 加入要件を満たした場合は、「加入する・しない」を任意に選択することはできません。（加入義務）

## 注意

加入要件を満たしているにもかかわらず、加入されない場合には、加入要件を満たさない労働条件へ変更していただくか（出勤調整など）、今後の就業ができなくなることがあります。

## 2. 各種制度のご案内

### ● 雇用保険について

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

### ● 健康保険について

主に、私傷病、出産等に対して保険給付を行うことを目的としています。

国民健康保険と異なり、療養のためお仕事を休んだ期間（傷病手当金）や出産のため休んだ期間（出産手当金）についての給付金があります。

オープンループ・グループ各社は、『関東ITソフトウェア健康保険組合』に加入しています。

政府等の健康保険と比べて保険料率が安く、万一の際の保障も付加給付があり手厚いものとなっています。

また、福利厚生として、保養所やレストラン利用などの補助制度も充実しており、有名スポーツクラブの利用割引もあります。

### ● 厚生年金保険について

年金制度には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金などご自身やご家族の万一の際の保証も含まれています。

未加入のまましていると、障害を負ってしまった際の年金が受けられなかったり、受けられたとしても金額が本来もらえる額より少なかったりという不利益を被るケースがあります。

年金保険料の未納には将来に向かって大きなリスクがありますので、加入要件に該当する場合には適切に加入をしなければなりません。（老齢年金を受給中でも要件を満たした場合は加入となります）

# ■ 社会保険加入手続き (事前準備・保険証について)

## 1. ご準備いただく書類について

### ● マイナンバー (個人番号)

雇用保険と健康保険・厚生年金保険のどちらの手続きにおいても**必須**です。

住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号 (個人番号付きの住民票でも確認が可能)

### ● 雇用保険

- ・雇用保険被保険者証 (雇用保険加入歴がある場合)
- ・履歴書・職務経歴書

### ● 健康保険・厚生年金保険

- ・マイナンバー (個人番号)

※ 手続きには、個人番号の提出が**必要**ですが直ぐに準備ができない場合、

**基礎年金番号の分かる書類**を提出いただけましたら手続きが可能です。

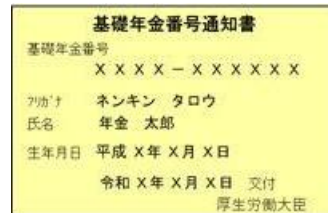
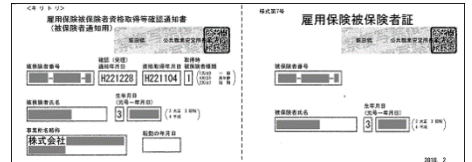
(マイナンバー以外の場合は**1ヵ月以内にマイナンバーの提出が必要**です)

※加入時にマイナンバーの提出がないと保険証が使用できない場合もございます。

**基礎年金番号の分かる書類とは**… 年金手帳、基礎年金番号通知書 など

(平成28年度以降発行の年金定期便がある場合は、  
ご自身でねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルへ問い合わせいただき番号の照会を行ってください。)

※ご家族を扶養に入れる場合は別途書類が必要となります。事前にご自身の登録支店までご相談ください※



## 2. 保険証について

### ● 健康保険・厚生年金保険

- ・健康保険被保険者証

例) 入職日から起算して14日前後で届きます。

(健康保険組合の状況により、お渡し時期が前後する可能性もございます)

原則として、ご登録支店に取りに来ていただくこととなります。

#### 注意1

加入日以降、それまで加入していた保険の健康保険証が手元にあっても使用できません。  
無資格での診療は後日トラブルの原因となりますので、「●月●日付で入社し、社会保険の加入手続き中」であるという旨を病院に伝え、病院の指示に従ってください。

#### 注意2

国民健康保険に加入していた方は、ご自身で国民健康保険脱退の届出を行っていただく必要があります。現在お住まいの市区町村市役所の国民健康保険窓口にて手続きを行ってください。新しい保険証を提示し、現在お持ちの国民健康保険被保険者証を返却する手続きとなります。)

# ■ 社会保険加入手続き (保険料について)

## 1. 保険料額

### ① 各種保険料率

(令和6年3月現在)

	健康保険	介護保険 (40歳以上65歳未満)	厚生年金保険 (70歳未満)	雇用保険
本人負担率	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	給与総支給額
	47.5/1,000	10.0/1,000	91.50/1,000	6/1,000
保険料額【例】 標準報酬月額20万円の場合	9,500	2,000	18,300	1,200 ※実際の支給額により 毎回異なります。

標準報酬月額：加入時の契約・稼動見込み（時給・所定労働時間・就業日数・残業見込み・非課税交通費）を基礎として算出されます。

介護保険料：40歳以上65歳未満の方につき、通常健康保険料額に上乗せされて徴収されます。

## 2. 保険料徴収方法

### ① 雇用保険

お給料お支払いの都度、お給料の総支給額の6/1,000の率の保険料額が徴収されます。

例) ある日のお給料の総支給額が8,000円の場合→徴収額：48円

### ② 健康保険・厚生年金保険

2024年12月1日より給与支払いの締め日が末日となり、月払いとなったことから  
当月支給予定額より前月分の月額保険料を徴収します。

健康保険・厚生年金保険ともに標準報酬月額×保険料率が控除されます。

例) 1/15支給給与→12月分健康保険・厚生年金保険料控除（40歳以上65歳未満の方は介護保険料含む）  
2/15支給給与→1月分健康保険・厚生年金保険料控除（40歳以上65歳未満の方は介護保険料含む）

# 社会保険に加入するメリット

社会保険（健康保険・厚生年金）に加入することにより、社会保険料の負担は発生しますが、保証が充実します。

## メリット 年金

年金が“**2階建て**”になり**一生涯**受け取れます！  
老後・障害・死亡の**3つの保障が充実**！

上乗せ

### 老齢年金

受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乗せ  
ワイド保障

### 障害年金

病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乗せ

### 遺族年金

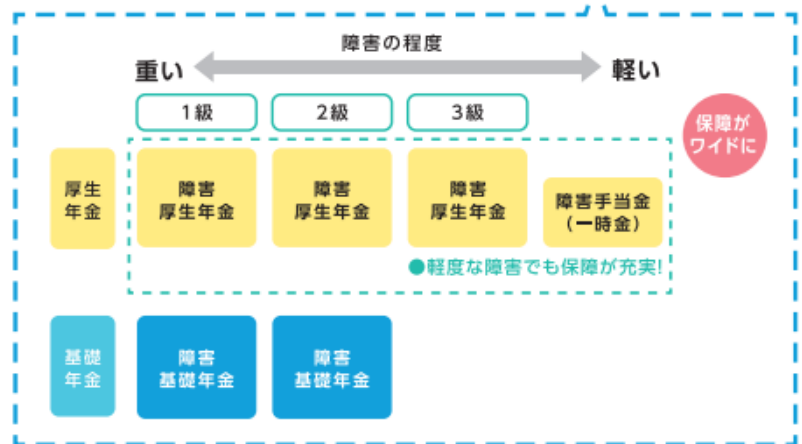
被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

これまで

これから

給付が  
上乗せ

厚生年金も受け取れます。



## メリット 医療

あんしんの医療保険が**さらに充実**！

### 傷病手当金



病休期間中、  
給与の2/3相当を支給

### 出産手当金



産休期間中、  
給与の2/3相当を支給

※手当については要件がございますので、ご登録の支店へお問い合わせください。

厚生労働省、“社会保険適用拡大特設サイト”社会保険適用拡大ガイドブック  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/guidebook/>（参照2022/09/29）